

第4章 基本目標・方針と推進施策

1 基本目標・方針

自転車を取り巻く状況やこれまでの取り組みによる成果、課題を踏まえ、自転車の安全な利活用を推進するための、本計画における基本目標と基本方針を以下のとおりとします。

基本目標

誰もが安全・安心に楽しく自転車を利用できるまち せんだい
～みんなで創る、杜の都のスマートサイクルライフ～

地域や事業者、行政等が協働し、誰もが自転車を安全・安心に利用できる環境を整備するとともに、環境負荷低減や健康増進、高い利便性等の強みを活かした、楽しく快適に自転車を利用するまちの実現を目指します。

基本方針1：自転車の安全利用意識のさらなる向上

- ・地域の住民や学校、NPO、事業者、行政などが協働で自転車の安全利用の啓発活動に取り組むとともに、世代に応じた安全教育を推進します。
- ・自転車利用者一人ひとりの安全利用意識を醸成することで、歩行者や自動車等も含め、みんなが安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。



基本方針2：自転車を安全・快適に利用できる都市環境の形成

- ・自転車と道路空間を共有する関係にある歩行者や自動車が、安全に安心して通行することができるよう、地域の状況に応じた自転車通行空間*の整備を進めます。
- ・都心部における自転車の快適利用、交通結節機能の強化、路上放置防止のため、良好な駐輪環境の整備・更新等を進めます。



基本方針3：自転車の強みを発揮した地域づくり

- ・市内観光において自転車活用による移動の利便性をさらに高めるとともに、サイクルツーリズムを推進し、地域の活性化を図ります。
- ・渋滞等のない通勤や買い物時などの利便性、自転車に乗る楽しさや爽快感等、自転車の持つ強みをPRすることで環境にやさしく、健康によい自転車の利用を促進します。





2 施策の体系

前節にて示した基本方針に基づき、対応する施策を次のとおり整理します。

なお、施策の実施にあたっては、各施策を相互に関連させながら取り組みを進めることで、基本目標の実現を目指します。

表 4.1 基本方針に対応する施策の体系

基本方針	施策の体系
基本方針 1 : <u>自転車の安全利用意識のさらなる向上</u> ・ 自転車を利用する全ての人々が、交通ルールを学べる環境をつくる ・ 自転車利用者がルール・マナーを遵守できるよう、市民一人ひとりの高い安全意識を育む	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
	(2) 協働による効果的な交通安全活動の推進
	(3) 一人ひとりの自転車安全利用意識を高める普及啓発活動の推進
基本方針 2 : <u>自転車を安全・快適に利用できる都市環境の形成</u> ・ 自転車や歩行者、他の交通機関の利用者等が、安全に安心して通行することができる道路空間を形成する ・ 自転車を快適に止められる駐輪環境を確保する	(4) 自転車ネットワーク路線の選定・整備
	(5) 安全・安心に通行できる自転車通行空間の整備
	(6) 利便性の高い駐輪環境の整備・更新
基本方針 3 : <u>自転車の強みを発揮した地域づくり</u> ・ 自転車を楽しめる環境を整え、観光振興をはじめとした地域課題の解決に役立てる ・ 健康に良く、環境にやさしい自転車をせんだいの暮らしに活かす	(7) 都心部におけるコミュニティサイクルの利便性向上と観光利用の促進
	(8) サイクルツーリズムの推進と自転車を活用したコンテンツの創出支援
	(9) 自転車を活用したライフスタイルの提案
	(10) 緊急時等における自転車活用の推進

表 4.2 基本方針ごとの推進施策一覧

基本方針1：自転車の安全利用意識のさらなる向上	
(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
施策1	幼少期における自転車の基本的な交通ルールの教育【重点】
施策2	中学・高校等における地域の交通安全を考える実践的な教育の実施【重点】
施策3	保護者や社会人、高齢者等に対する交通安全教育の機会の創出【重点】
施策4	交通安全教育の実施支援
(2)協働による効果的な交通安全活動の推進	
施策5	地域等と連携した交通安全活動の実施
(3)一人ひとりの自転車安全利用意識を高める普及啓発活動の推進	
施策6	様々な広報手段による効果的な広報・情報発信の実施
施策7	自転車保険加入・ヘルメット着用促進に向けた取り組みの実施【重点】
施策8	自転車の定期的な点検整備の促進や、安全性の高い自転車の利用に関する情報の発信
施策9	自転車通行空間のドライバーへの周知
基本方針2：自転車を安全・快適に利用できる都市環境の形成	
(4)自転車ネットワーク路線の選定・整備	
施策10	自転車ネットワーク路線の選定・整備【重点】
(5)安全・安心に通行できる自転車通行空間の整備	
施策11	あんしん通行路線の整備
施策12	生活道路における安全対策の実施
施策13	自転車通行空間の適正な維持管理
施策14	路上駐車対策等による自転車通行空間の確保
(6)利便性の高い駐輪環境の整備・更新	
施策15	公共駐輪場の整備及び改修・改善
施策16	放置自転車の効率的な撤去及び防止対策の実施
施策17	新たな駐輪場の活用検討
基本方針3：自転車の強みを発揮した地域づくり	
(7)都心部におけるコミュニティサイクルの利便性向上と観光利用の促進	
施策18	DATE BIKEの利便性向上
施策19	来訪者等へのDATE BIKE利用を促す情報提供
(8)サイクルツーリズムの推進と自転車を活用したコンテンツの創出支援	
施策20	自転車を楽しむことが出来る環境づくり【重点】
施策21	国、県、周辺自治体や関係団体と連携した震災復興・伝承みやぎルートの整備
施策22	サイクリストの受入サービスの充実
(9)自転車を活用したライフスタイルの提案	
施策23	自転車のメリットを活かした利用促進
施策24	企業等による自転車利用促進等の支援
(10)緊急時等における自転車活用の推進	
施策25	庁舎等への自転車配備
施策26	災害時等における正しい自転車利用の推進



3 推進施策

基本方針1：自転車の安全利用意識のさらなる向上

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

施策1 幼少期における自転車の基本的な交通ルールの教育 【重点】

(施策の考え方)

仙台市内における自転車の事故件数は減少傾向にあるものの、依然として多く発生している状況がみられ、自転車利用ルールの理解度は81.7%となっていますが、遵守度は56.1%です。

自転車に乗り始める時期から、交通安全教育を継続的に実施することで、自転車の安全利用意識向上を図る取り組みを進めます。

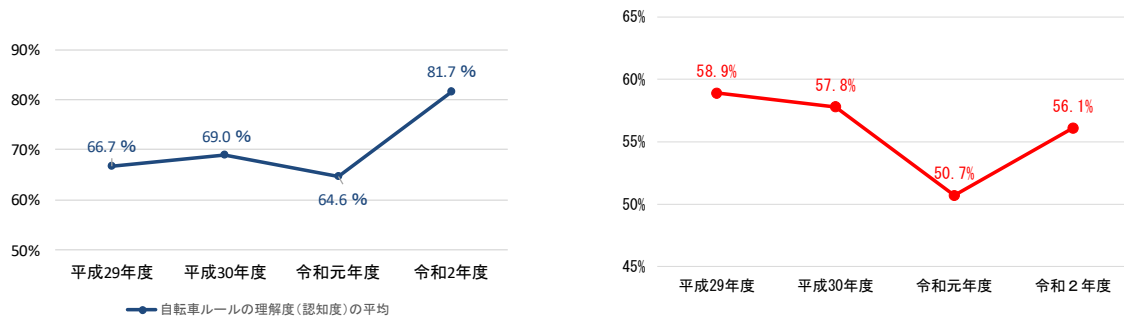


図 4.1 自転車利用ルールの理解度・遵守率の推移

資料：自転車安全利用実態調査（各年度）

(具体的な取り組み)

- ① 幼児・児童向け交通安全教室の実施
- ② 小学校における交通安全教室の実施
- ③ 交通公園等を活用した親子参加型の自転車講習会の実施



図 4.2 児童館での交通安全教室



図 4.3 小学校における交通安全教室



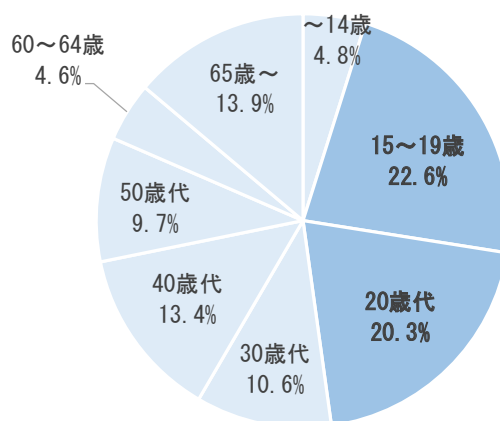
図 4.4 交通公園での自転車交通安全教室

施策2 中学・高校等における地域の交通安全を考える実践的な教育の実施 【重点】

(施策の考え方)

仙台市内における自転車事故死傷者のうち15歳から29歳までの年齢層が全体の約4割を占めています。

生活の行動範囲が広がり、通学などの移動手段として積極的に自転車を利用し始める中高生等を対象として、危険予測や回避など自転車の安全な利用方法を対話を通して主体的に学ぶことにより、自分自身の日常での実践につなげます。また、併せて学校や地域などでの安全利用を促す力を身に付ける教育の実施に取り組みます。



(総人数：433名)

図 4.5 市内年齢階層別自転車事故死傷者の割合 (令和2年)

資料：宮城県警察

(具体的な取り組み)

- ① 中高生を対象とした実演型の交通安全教室の検討・実施
- ② 新入学高校生に対する自転車ルールブックの配布
- ③ 自転車の安全利用をテーマとしたワーキングの実施



図 4.6 スケアード・ストレイト方式の交通安全教室



図 4.7 自転車ルールブック

施策3 保護者や社会人、高齢者等に対する交通安全教育の機会の創出 【重点】

(施策の考え方)

子どもの交通ルールを守る意識を醸成するためには、保護者をはじめとする大人に対する教育を合わせて実施し、地域全体で交通安全意識を高めていくことが必要であることから、児童・生徒の保護者や高齢者、外国人住民等に対する交通安全教育の機会の創出を図ります。

また、社会人が自転車を利用する際の交通ルール遵守や事故防止に向け、事業者への交通安全に関する情報提供等を推進します。



(具体的な取り組み)

- ① 幼児の保護者を対象とした交通安全教室の実施
- ② 小中学生の保護者を対象とした自転車安全利用の情報発信
- ③ 高齢者向けの自転車安全利用講習会の実施
- ④ 外国人住民に対する交通安全教室の実施
- ⑤ 企業等における交通安全教育の支援



図 4.8 保護者を対象とした啓発チラシ



図 4.9 高齢者向け自転車安全利用講習会



図 4.10 多言語ポスター

施策4 交通安全教育の実施支援

(施策の考え方)

効率的に交通安全教育を実施するためには、授業等の様々な場面で活用可能なツールの充実が求められることから、学校の交通安全教育担当者等に対する情報提供等に取り組みます。

また、地域住民の模範となるよう、本市職員に対する研修会の実施など交通安全教育の取り組みを推進します。

(具体的な取り組み)

- ① 教育・啓発教材作成等による交通安全教育の実施支援
- ② 学校の交通安全教育担当教員に対する情報提供
- ③ 市職員に対する研修の実施



図 4.11 市職員に対する研修

(2) 協働による効果的な交通安全活動の推進

施策5 地域等と連携した交通安全活動の実施

(施策の考え方)

自転車事故による死傷者の約4割には何らかの交通ルール違反がみられます。

自転車事故による死傷者を減少させるため、地域や学校、警察等の関係機関・団体と連携し、交通ルール遵守の大切さを周知するとともに、重点的な啓発や指導等の対策を講じるなどにより、地域の交通安全確保を図ります。

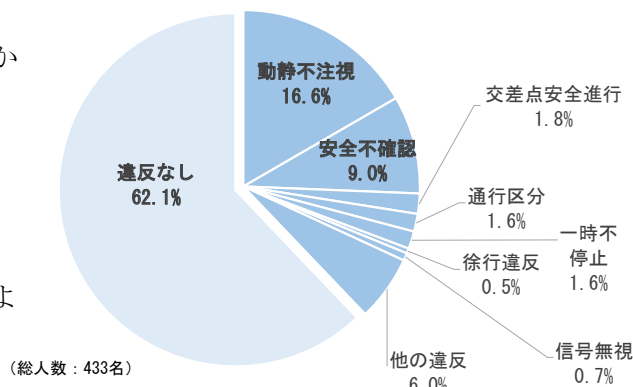


図 4.12 市内自転車事故死傷者の違反状況 (令和2年)

資料：宮城県警察

(具体的な取り組み)

- ①地域や学校、警察等と連携した自転車安全利用の啓発・教育等を行うモデル事業を実施
- ②損害保険会社等と連携した交通安全活動の実施
- ③自転車運転者講習制度に関する情報発信
- ④自転車事故の発生状況や地域のニーズ等を踏まえ、警察等と連携した重点的な啓発や指導等の実施



図 4.13 地域と連携した街頭啓発



図 4.14 損害保険会社と連携した授業の実施

(「自転車ながらスマホを防部 VR 授業キット」を利用した授業：(株)KDDI、au 損害保険株式会社)



図 4.15 自転車の指導・取締り状況

出典：警察庁

(3) 一人ひとりの自転車安全利用意識を高める普及啓発活動の推進

施策6 様々な広報手段による効果的な広報・情報発信の実施

(施策の考え方)

平成31年に仙台市自転車の安全利用に関する条例が施行されたことを「詳しく知っている」と答えた人の割合は9.6%と低い状況がみられます。また、ルールごとに認知されている割合に差がみられています。

スマートフォン等の利用が多い若い世代に対してSNS等を活用した情報発信を行うなど、年代に応じた広報手段による周知・浸透を図る取り組みを進めます。

また、本市が行うイベントや民間団体・関係機関が行うイベントなど、様々な機会を活用した啓発を行い、自転車の安全利用を楽しく学べる環境の充実に取り組みます。

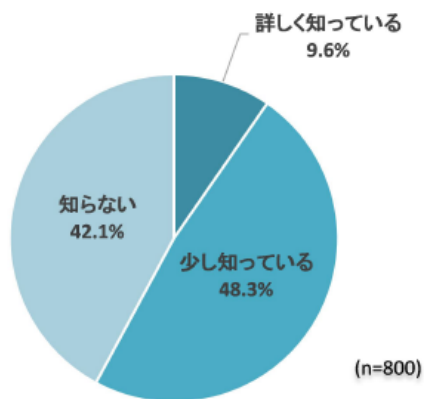


図 4.16 平成31年に仙台市自転車の安全利用に関する条例が施行されたことの認知度

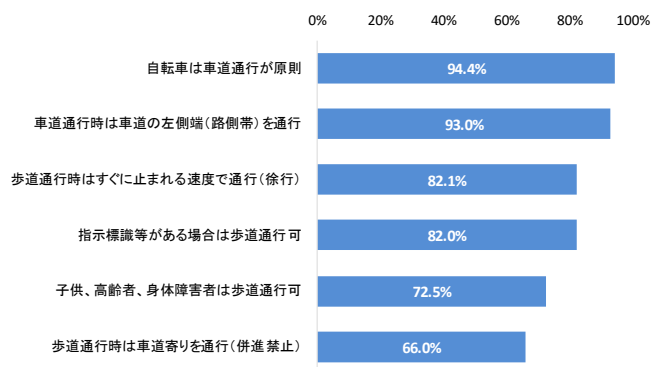


図 4.17 自転車ルールの認知度
資料：自転車安全利用実態調査(令和2年度)

(具体的な取り組み)

- ①情報誌・ラジオ・WEB・SNS等、対象とする年代に応じた広報手段による、条例や自転車の安全利用に関する情報発信の実施
- ②自転車の安全利用を楽しく学べる啓発イベントの実施



図 4.18 伊達武将隊と学ぶ自転車安全利用のすすめ(ヘルメット着用編) 資料：仙台市Youtubeチャンネル(せんだいTube)



図 4.19 イベントにおける啓発(交通フェスタ2019)



図 4.20 SNSによる情報発信(広報課 Facebook)

施策7 自転車保険加入・ヘルメット着用促進に向けた取り組みの実施 【重点】

(施策の考え方)

仙台市自転車安全利用に関する条例により自転車損害賠償保険等への加入が義務化され、加入率は59.9%となっています。

自転車事故により、高額な賠償を請求される事例が全国で発生しており、被害者救済の観点からも、全ての自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進します。

また、自転車事故で亡くなられた方の約6割は頭部損傷が原因と言われていますが、ヘルメット着用率は13.3%に留まっています。ヘルメットを着用していれば被害の程度を軽減できたと考えられる事故もあることから、自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を促進します。

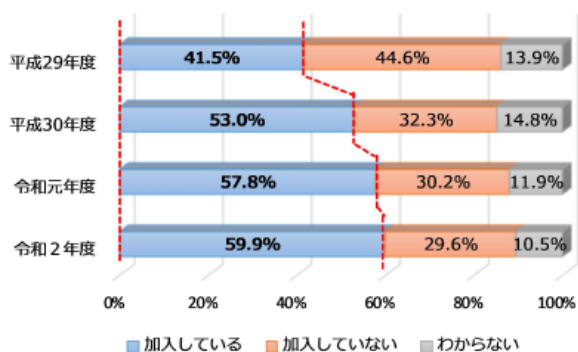


図 4.21 自転車保険加入状況

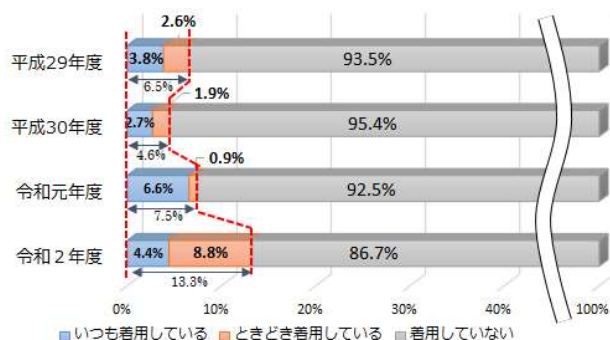


図 4.22 ヘルメット着用状況

資料：自転車安全利用実態調査（各年度）

(具体的な取り組み)

- ①損害保険会社や自転車販売店等と連携し、学校や企業等における自転車損害賠償保険等に関する周知・広報の実施
- ②学校や地域に向けたヘルメット着用に関する広報の実施



図 4.23 保険加入状況チェックシート
出典：一般社団法人日本損害保険協会東北支部



図 4.24 自転車ヘルメット着用促進の取り組み



施策8 自転車の定期的な点検整備の促進や、安全性の高い自転車の利用に関する情報の発信

(施策の考え方)

自転車事故を防ぐためには、交通ルールやマナーを守ることがもちろんのこと、故障や不具合のない自転車を利用することが大切です。

自転車の定期的な点検及び整備の必要性、安全性の高い自転車の購入に関する情報を発信し、安全な自転車の利用を促進します。

(具体的な取り組み)

- ① 広報誌等により自転車の定期的な点検整備や安全性の高い商品の購入を促す情報を発信
- ② 自転車を利用する方に向けた、自転車の日常点検を促す啓発の実施



図 4.25 自転車の前車輪の脱落到に
関する注意喚起リーフレット
出典：(独) 国民生活センター

施策9 自転車通行空間のドライバーへの周知

(施策の考え方)

自転車は車道の左側を通行することが原則であることを認識してもらうため、自動車のドライバーにも広く周知し、浸透を図ります。

また、自転車利用者も交通ルールを遵守しつつ、歩行者、自転車、自動車が互いを理解し、譲り合う意識の醸成を図ります。

(具体的な取り組み)

- ① 自動車ドライバー向けに、自転車の通行区分などに関する啓発を実施
- ② シェア・ザ・ロード*精神の普及・啓発の実施



図 4.26 道路を利用する全ての人に自転車
走行ルールを啓発するポスター・チラシ
出典：新潟市



シェア・ザ・ロードとは、歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全に共有すること

図 4.27 「シェア・ザ・ロード」デザイン
出典：愛媛県HP

基本方針2：自転車を安全・快適に利用できる都市環境の形成**(4) 自転車ネットワーク路線の選定・整備****施策10 自転車ネットワーク路線の選定・整備 【重点】****(施策の考え方)**

自転車は「車両」であるとの原則に従い、ガイドラインに基づく車道上での安全な自転車通行空間の整備を進めます。

(具体的な取り組み)

- ①都心部ネットワーク路線の選定・整備
- ②道路空間再構成（無電柱化・バリアフリー化等）に合わせ、自転車通行空間の確保を検討
- ③他エリアにおけるネットワーク路線の追加

1) 自転車ネットワーク路線整備の基本的な考え方

本市では、これまで都心部を中心に自転車道、自転車専用通行帯*、車道混在*及び自歩道による自転車の通行空間整備を進めてきました。しかしながら、あくまで自転車は原則車道通行であり、歩道通行は例外であること、自転車が関与する事故が依然として発生しており、自転車・歩行者双方の安全な通行空間の確保が必要であること、また、市民の自転車ルールの遵守率も低い状況であることから、本計画においてはガイドラインに基づき整備（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在）を推進します。

自歩道については、ルールを遵守した安全走行の周知を図りつつ、本市の都心再構築などにおける道路空間再構成の取り組み状況を見て、自転車の車道上の通行を促すための整備を検討・調整していくこととします。

自転車ネットワーク路線は、旧プランにて設定した路線を基本とし、安全性の高い自転車通行空間の確保や自転車を取り巻く社会状況変化（コロナ禍など）、健康増進やサイクルーツリズムといった自転車の利活用推進等の観点を踏まえ、更なる拡充を図ります。

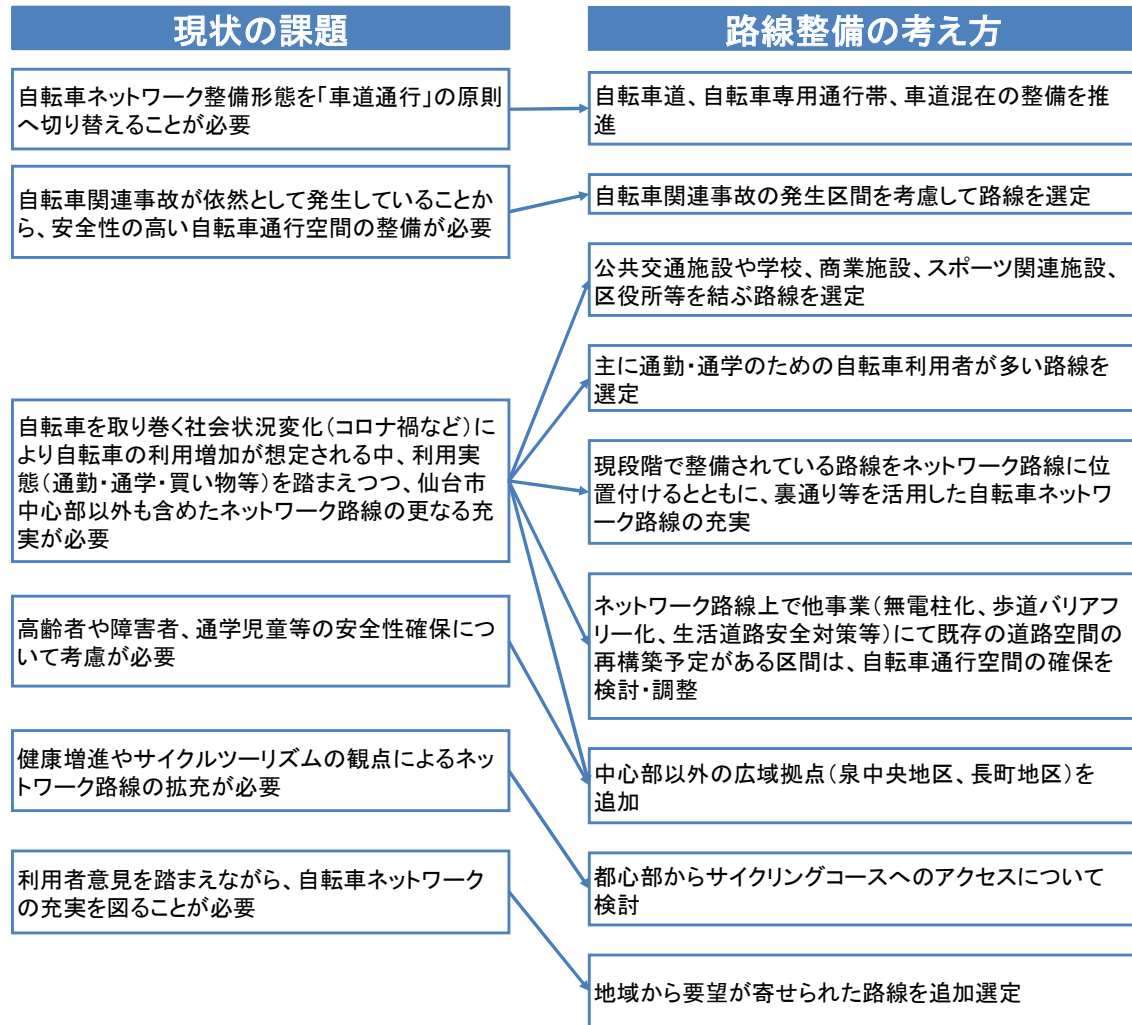


図 4.28 自転車ネットワーク路線整備の基本的な考え方

2) ネットワーク候補路線の選定の考え方

ガイドラインでは、ネットワーク路線選定の技術検討項目として、下表の①から⑦が示されており、これらを組み合わせて選定するものとしています。旧プランにおいては、基本的に①から⑦に基づき候補路線が選定されており、本計画ではこれに要件を追加したうえで選定することとします。

計画におけるエリア拡充に際しては、1)の考え方に基づき、【都心エリア】のほか、【泉中央エリア】、【長町エリア】を追加します。

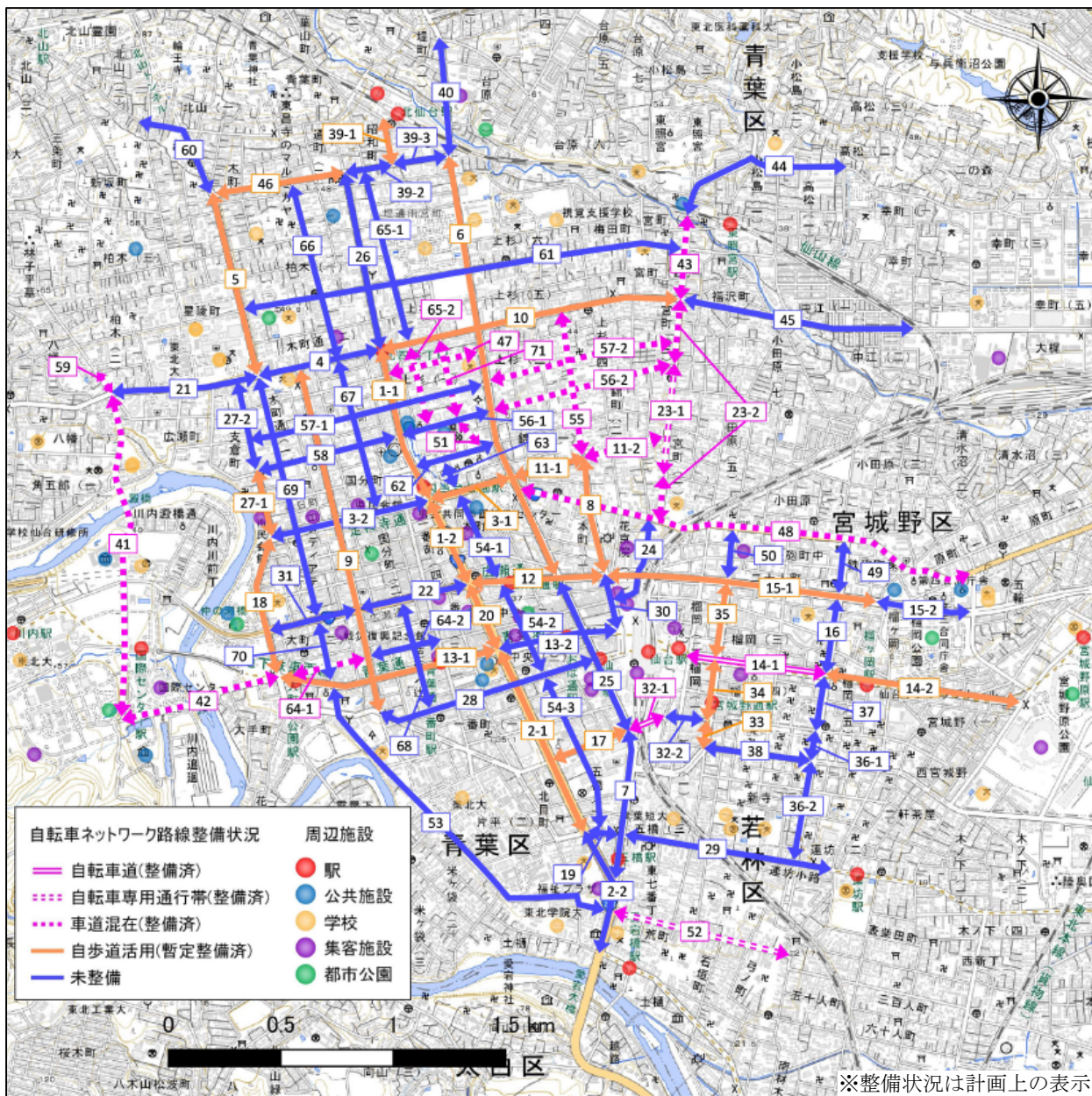
表 4.3 ネットワーク候補路線の選定の考え方

番号	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインに掲載された自転車ネットワーク路線選定要件	当計画において追加する要件
①	地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線	—
②	自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線	—
③	自転車通学路の対象路線	高校の近傍に位置する路線
④	地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線	—
⑤	自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線	—
⑥	既に自転車の通行空間（自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路）が整備されている路線	車道混在、自転車歩行者道（暫定整備）を含む
⑦	その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線	—

3) 本計画における自転車ネットワーク路線

表4.3の考え方にに基づき、本計画における自転車ネットワーク路線及びその選定要件等を以下に示します。

【都心エリア】



(この地図は、国土院地形図を使用している)

図 4.29 本計画における自転車ネットワーク路線（都心エリア）※整備状況は令和2年度末時点



表 4.4 本計画における自転車ネットワーク路線（都心エリア）（旧プランからの継続路線）（1/2）

※整備状況は令和2年度末時点

番号	路線名	計画延長 (km)	整備済み延長 (km)	整備形態	自転車ネットワーク路線の選定要件						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1-1	県道仙台泉線	0.7	0.7	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
1-2	国道48号【国道286号重複】	0.4	0.4	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
2-1	国道286号	0.7	0.7	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
2-2	国道286号	0.8	0.0		旧プランからの継続路線						
3-1	国道45号	0.4	0.4	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
3-2	市道定禅寺通線	0.7	0.0		旧プランからの継続路線						
4	県道仙台村田線	0.6	0.0		旧プランからの継続路線						
5	県道大衡仙台線	0.8	0.8	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
6	市道愛宕上杉通1号線	2.0	2.0	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
7	市道愛宕上杉通2号線	0.7	0.0		旧プランからの継続路線						
8	市道駅前通線	0.5	0.5	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
9	市道晩翠通線	1.6	1.6	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
10	市道北四番丁岩切線	1.4	1.4	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
11	市道定禅寺通宮町線	0.3	0.3	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
12	市道広瀬通1号線	0.6	0.6	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
13-1	市道青葉通線	1.0	1.0	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
13-2	市道青葉通線	0.5	0.0		旧プランからの継続路線						
14-1	市道宮城野通線	0.6	0.6	自転車道	旧プランからの継続路線						
14-2	市道宮城野通線	0.9	0.9	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
15-1	市道元寺小路福室(その7)線	1.0	1.0	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
15-2	市道元寺小路福室(その7)線	0.6	0.0		旧プランからの継続路線						
16	市道宮沢根白石(その7)線	0.4	0.0		旧プランからの継続路線						
17	市道北目町通線	0.4	0.4	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
18	市道西公園通線	0.7	0.7	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
19	市道片平五橋通線	0.2	0.0		旧プランからの継続路線						
20	国道286号	0.3	0.3	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
21	県道仙台村田線	0.7	0.0		旧プランからの継続路線						
22	国道48号【市道広瀬通2号線重複】	0.5	0.0		旧プランからの継続路線						
23-1	市道宮町通線	0.6	0.6	自転車専用通行帯	旧プランからの継続路線						
23-2	市道宮町通線	0.4	0.4	車道混在	旧プランからの継続路線						
24	市道名掛丁1号線外2線	0.5	0.0		旧プランからの継続路線						
25	市道愛宕上杉通2号線	0.8	0.0		旧プランからの継続路線						
26	県道仙台泉線	0.8	0.0		旧プランからの継続路線						
27-1	市道西公園通線	0.3	0.3	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
27-2	市道西公園通線	0.4	0.0		旧プランからの継続路線						
28	市道南町通1号線外1線	1.0	0.0		旧プランからの継続路線						
29	市道連坊小路線	1.0	0.0		旧プランからの継続路線						
30	市道駅前通線	0.2	0.0		旧プランからの継続路線						
31	国道48号	0.4	0.0		旧プランからの継続路線						
32-1	市道中央一丁目西宮城野線	0.1	0.1	自転車道	旧プランからの継続路線						
32-2	市道中央一丁目西宮城野線	0.2	0.0		旧プランからの継続路線						
33	市道東八番丁2号線	0.1	0.1	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
34	市道東八番丁小田原(その1)線	0.3	0.3	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
35	市道東八番丁小田原(その2)線外1線	0.3	0.3	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
36-1	市道宮沢根白石(その1)線	0.1	0.0		旧プランからの継続路線						
37	市道宮沢根白石(その2)線	0.2	0.0		旧プランからの継続路線						
38	市道新寺通線	0.5	0.0		旧プランからの継続路線						
39-1	県道北仙台停車場線	0.2	0.2	自歩道活用	旧プランからの継続路線						
39-2	県道仙台泉線	0.2	0.0		旧プランからの継続路線						
40	県道仙台泉線	0.5	0.0		旧プランからの継続路線						
41	市道澱橋通線外1線	1.4	1.4	車道混在	旧プランからの継続路線						
42	市道青葉山線	0.7	0.7	車道混在	旧プランからの継続路線						
43	市道宮町小松島線外1線	0.4	0.4	車道混在	旧プランからの継続路線						

表 4.5 本計画における自転車ネットワーク路線（都心エリア）（新規路線）（2/2）

※整備状況は令和2年度末時点

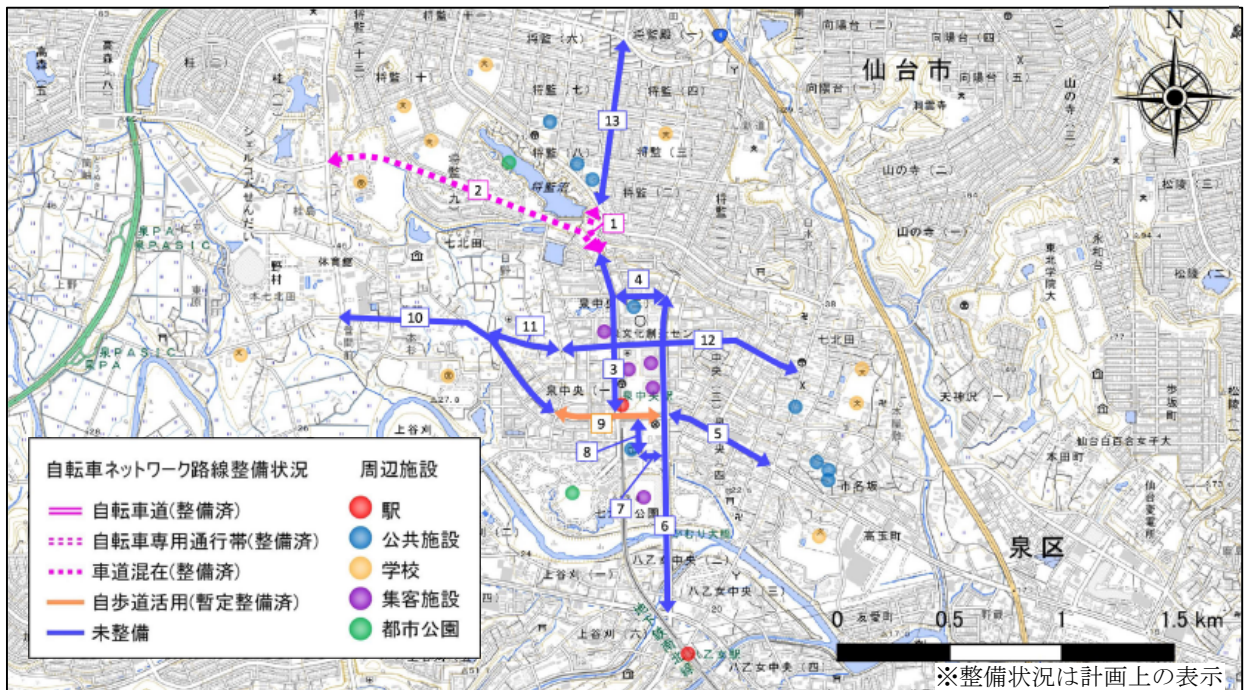
番号	路線名	計画延長 (km)	整備済み延長 (km)	整備形態	自転車ネットワーク路線の選定要件						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
11-2	市道定禅寺通宮町線	0.4	0.4	車道混在				●		●	
36-2	市道宮沢根白石(その1)線	0.5	0.0				●				●
39-3	県道仙台泉線	0.2	0.0		●			●			
44	市道小松島小学校南線外1線	0.8	0.0		●			●			
45	市道北四番丁岩切線	1.1	0.0				●	●			●
46	市道上杉山通木町通線	0.6	0.6	自歩道活用	●					●	
47	市道北三番丁2号線	0.4	0.4	車道混在	●	●		●		●	
48	国道45号	2.1	2.1	車道混在	●	●	●			●	
49	市道宮沢根白石(その6)線	0.2	0.0		●						●
50	市道東八番丁小田原(その4)線	0.2	0.0		●	●					●
51	市道外記丁線	0.2	0.2	車道混在	●			●		●	
52	県道荒井荒町線	0.8	0.8	自転車専用通行帯	●	●	●			●	
53	市道片平丁線外1線	1.7	0.0		●	●	●	●	●		
54-1	市道東三番丁線	0.4	0.0		●	●		●			
54-2	市道東三番丁線	0.5	0.0		●	●		●			
54-3	市道東三番丁線	0.7	0.0		●	●			●		
55	市道光禅寺通線	0.6	0.6	車道混在				●		●	
56-1	市道北一番丁2号線	0.4	0.0		●	●		●			
56-2	市道北一番丁2号線	0.8	0.8	車道混在				●		●	
57-1	市道北二番丁線	1.1	0.0		●	●		●			●
57-2	市道北二番丁線	0.8	0.8	車道混在				●		●	
58	市道北一番丁1号線	0.6	0.0		●	●		●			●
59	市道土橋通半子町線	0.1	0.1	車道混在			●	●		●	
60	市道通町中山線外1線	0.5	0.0		●						●
61	市道北六番丁線	2.0	0.0		●	●		●	●		●
62	市道勾当台通外記丁線外1線	0.4	0.0		●	●		●			●
63	市道定禅寺通県庁前線	0.1	0.0		●			●			
64-1	市道青葉山線	0.4	0.4	車道混在	●			●		●	
64-2	市道青葉山線	0.3	0.0		●	●					●
65-1	市道堤通線	0.9	0.0		●	●			●		
65-2	市道堤通線	0.3	0.3	車道混在	●	●		●		●	
66	市道青葉神社通線	0.8	0.0		●	●		●			
67	市道国分町通線	0.7	0.0		●	●					●
68	市道国分町通線	0.5	0.0		●	●					●
69	市道木町通本材木町線	1.0	0.0		●	●		●			
70	市道大町片平線	0.3	0.0		●	●		●			
71	市道外記丁通線	0.4	0.4	車道混在	●			●		●	
路線計		55.4	27.0								

※路線毎の延長は計画上の数値

番号	自転車ネットワーク路線の選定要件
①	地域内における自転車利用の主要路線（駅、公共施設、学校、集客施設等近傍の路線）
②	自転車関連の事故が多い路線
③	自転車通学の対象路線（高校の近傍の路線）
④	地域の課題やニーズに応じ、自転車の利用を促進する路線
⑤	沿道で新たに施設立地が予定されている路線
⑥	既に自転車の通行空間が整備されている路線
⑦	その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線



【泉中央エリア】



(この地図は、国土地理院地形図を使用している)

図 4.30 本計画における自転車ネットワーク路線（泉中央エリア）※整備状況は令和2年度末時点

表 4.6 本計画における自転車ネットワーク路線（泉中央エリア）※整備状況は令和2年度末時点

番号	路線名	計画延長 (km)	整備済み延長 (km)	整備形態	自転車ネットワーク路線の選定要件						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	市道泉中央将監線	0.2	0.2	車道混在	●					●	●
2	市道七北田実沢線	1.5	1.5	車道混在	●		●			●	●
3	市道七北田実沢線	0.7	0.0		●			●			
4	市道泉中央54号線	0.2	0.0		●						●
5	県道泉塩釜線	0.5	0.0			●					●
6	県道仙台泉線	1.4	0.0		●	●		●			
7	市道泉中央25号線	0.1	0.0		●			●			
8	市道泉中央26号線	0.2	0.0		●	●		●			
9	県道泉塩釜線	0.4	0.4	自歩道活用	●	●		●		●	●
10	県道泉塩釜線	1.1	0.0				●	●			●
11	市道駕籠沢日野線	0.3	0.0				●	●			
12	市道泉中央幹線2号線	1.0	0.0		●	●		●			
13	市道将監幹線7号線	0.8	0.0		●			●			●
路線計		8.4	2.1								

※路線毎の延長は計画上の数値

番号	自転車ネットワーク路線の選定要件
①	地域内における自転車利用の主要路線（駅、公共施設、学校、集客施設等近傍の路線）
②	自転車関連の事故が多い路線
③	自転車通学の対象路線（高校の近傍の路線）
④	地域の課題やニーズに応じ、自転車の利用を促進する路線
⑤	沿道で新たに施設立地が予定されている路線
⑥	既に自転車の通行空間が整備されている路線
⑦	その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

【長町エリア】



図 4.31 本計画における自転車ネットワーク路線（長町エリア）※整備状況は令和2年度末時点

表 4.7 本計画における自転車ネットワーク路線（長町エリア）※整備状況は令和2年度末時点

番号	路線名	計画延長 (km)	整備済み延長 (km)	整備形態	自転車ネットワーク路線の選定要件						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	県道仙台名取線	1.2	0.0		●	●	●	●			
2	県道仙台名取線	1.7	1.7	自歩道活用	●			●		●	
3	市道元寺小路郡山線	1.2	0.0			●		●			●
4	市道河原町長町南線	1.0	0.0		●		●	●			
5	市道河原町長町南線	1.1	1.1	自歩道活用	●			●		●	●
6	市道郡山折立(その5)線	0.4	0.0		●	●					●
7	市道長町八木山(その2)線	1.6	1.6	自歩道活用	●	●		●		●	
8	市道長町八木山(その7)線	0.2	0.2	自歩道活用	●			●		●	
9	県道仙台館腰線	0.6	0.6	自歩道活用	●	●		●		●	
10-1	市道長町3号線	0.2	0.2	車道混在	●			●		●	
10-2	市道長町3号線	0.5	0.0		●			●			●
11	市道あすと長町環状(その1)線	0.3	0.0		●			●			
12	国道286号	4.3	4.3	自歩道活用	●	●	●			●	●
13	県道仙台館腰線	1.0	1.0	自歩道活用	●	●				●	
14	市道郡山折立(その5)線	0.6	0.6	自歩道活用	●					●	
15	市道長町八木山(その8)線	0.7	0.7	自歩道活用	●	●		●		●	
路線計		16.6	12.0		※路線毎の延長は計画上の数値						

番号	自転車ネットワーク路線の選定要件
①	地域内における自転車利用の主要路線（駅、公共施設、学校、集客施設等近傍の路線）
②	自転車関連の事故が多い路線
③	自転車通学の対象路線（高校の近傍の路線）
④	地域の課題やニーズに応じ、自転車の利用を促進する路線
⑤	沿道で新たに施設立地が予定されている路線
⑥	既に自転車の通行空間が整備されている路線
⑦	その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線



4) 自転車ネットワークの整備形態の選定

ガイドラインを踏まえ、自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の3つの整備形態を基本に、自動車の交通量や速度等から安全な整備形態を選定します。

(ア) 整備形態選定の考え方

自転車に関係する交通事故を減らし、自転車本来の通行位置である車道の左側を安全で快適に通行できるように、車道に自転車通行空間を確保することを原則とします。

ガイドラインでは、自転車通行空間の整備形態として、自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の3つの整備形態が示されています。

これらの整備形態について、車道を通行する自転車の安全性向上の観点から、交通状況(自動車の交通量と速度等)を踏まえ、自転車と自動車の通行空間分離のあり方について検討します。

また、道路空間の再構成等の機会を捉え、自転車通行空間の確保を検討します。

	A 自動車の速度が高い道路	B A,C以外の道路	C 自動車の速度が低く、 自動車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安※	速度が50km/h超	A,C以外の道路	速度が40km/h以下、かつ 自動車交通量が4,000台以下
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在(自転車と自動車を 車道で混在)

※ 参考となる目安を示したものであるが、分離の必要性については、各地域において、交通状況等に応じて検討することができる。

図 4.32 交通状況を踏まえた整備形態の選定(完成形態)の考え方

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月)/国土交通省道路局 警察庁交通局

なお、路線ごとの具体的な整備形態(自転車道、自転車専用通行帯、車道混在)は、上記の考え方を基本としつつ、道路幅員や支障物件の状況も踏まえ、交通管理者との協議により個別に選定を行うこととします。

(イ) 整備形態の具体内容

本市における各整備形態の概要及び具体的な法定外表示等の設置方針は、ガイドラインに準拠して制定した「自転車通行空間における法定外表示ガイドライン/仙台市」に基づくこととします。

以下に、各整備形態の概要及び具体的な法定外表示等の設置イメージを示します。

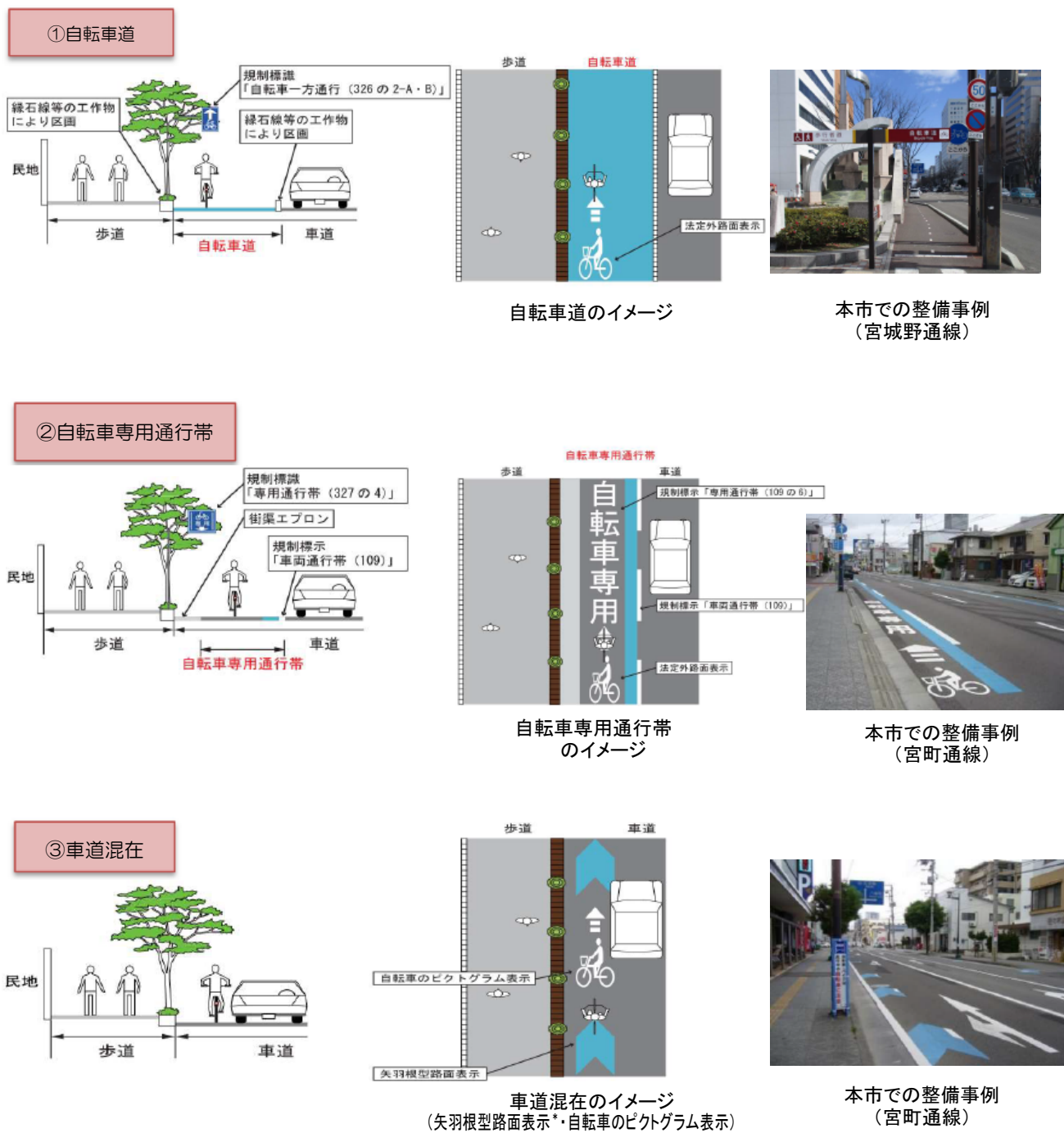


図 4.33 整備形態の概要と具体的な法定外表示等の設置イメージ

出典：自転車通行空間における法定外表示ガイドライン/仙台市



5) 自転車ネットワーク路線の整備予定時期

本計画における自転車ネットワーク路線の現時点での整備状況及び令和3年度以降の概ねの整備予定時期を示します。

なお、各路線の整備については短期（概ね2～3年以内）・中期（概ね4～5年以内）・長期（5年以上先）の3つの段階に分け、以下の考え方にに基づき進めます。

<短期（概ね2～3年以内）>

- ①本計画で選定した路線のうち、ネットワークとしての連続性を担保する観点から、早期の整備が望ましい区間から順に、ガイドラインに定められた整備形態に基づき整備を進める。
- ②他事業において期間内に整備が予定されている区間については、当該事業と合わせて整備を進める。
- ③旧プランに基づき自歩道の整備を実施した幹線道路等の区間は、暫定的に自転車通行空間として活用しながら、補完路（裏通り等）の通行空間を整備する。

<中期（概ね4～5年以内）>

- ①本計画で選定した路線のうち、短期段階で未整備の区間について引き続き整備を進める。
- ②他事業との調整が必要な区間においては、事業間の調整を図った上で整備を進める。

<長期（5年以上先）>

- ①既に「自歩道」での自転車通行空間の整備が完了している幹線道路等に対しても、ガイドラインに定められた整備形態での整備を検討する。
- ②その際、本市中心部においては、今後、都心再構築などにおける道路空間再構成の取り組み等が想定されることから、それらの動きと連動した自転車通行空間の整備を調整・検討する。

また、自転車道、自転車専用通行帯、車道混在で整備済みとしている路線については、今後の道路状況や隣接箇所状況の変化等に応じ、改善整備や補修等を実施します。

【都心エリア】

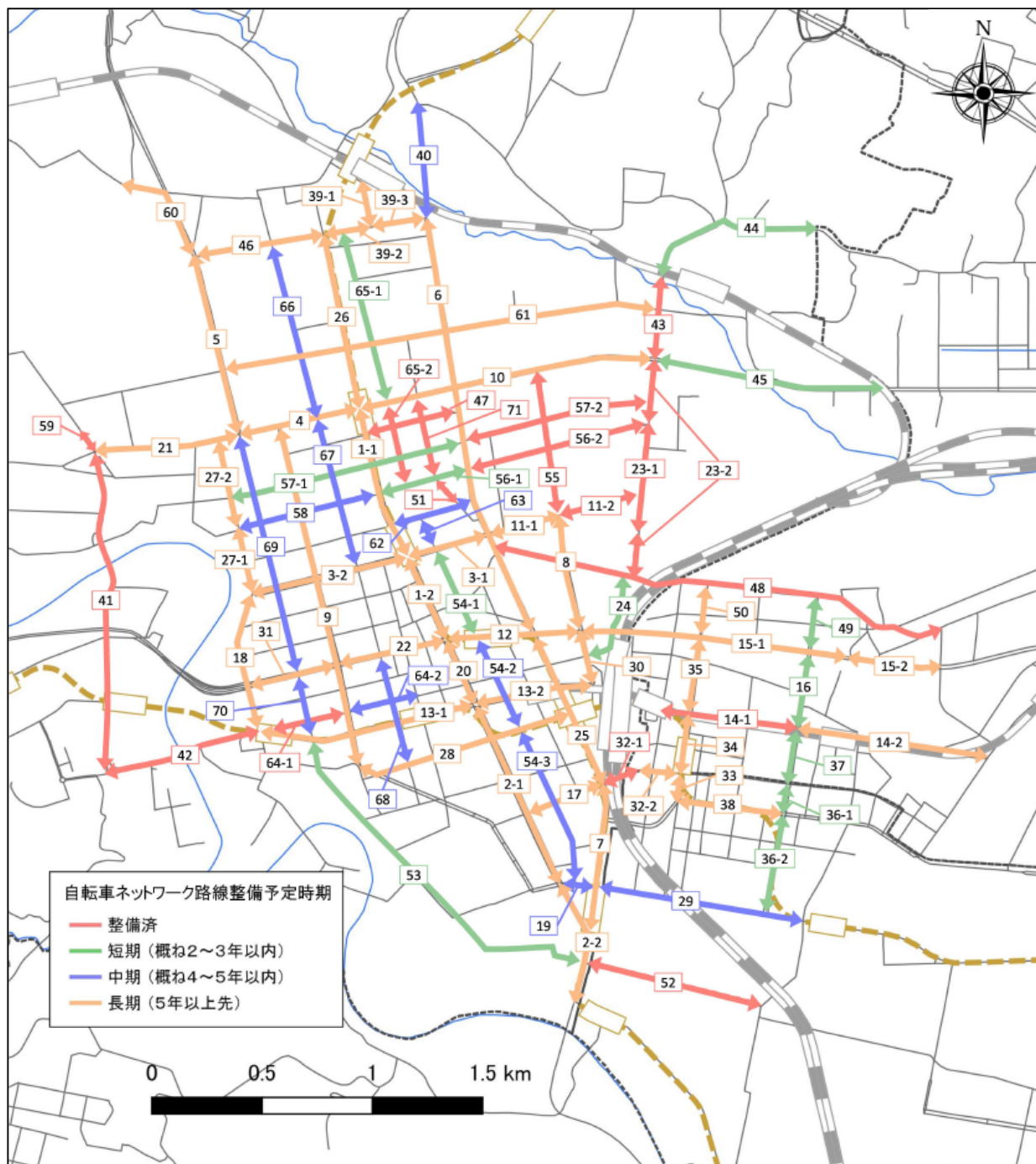


図 4.34 令和3年度以降の自転車ネットワーク路線整備予定時期（都心エリア）※整備状況は令和2年度末時点



表 4.8 令和3年度以降の自転車ネットワーク路線整備予定時期（都心エリア）(1/2) ※整備状況は令和2年度末時点

番号	路線名	計画延長 (km)	整備済み延長 (km)	整備形態	整備予定時期			
					整備済	短期	中期	長期
1-1	県道仙台泉線	0.7	0.7	自歩道活用				●
1-2	国道48号【国道286号重複】	0.4	0.4	自歩道活用				●
2-1	国道286号	0.7	0.7	自歩道活用				●
2-2	国道286号	0.8	0.0					●
3-1	国道45号	0.4	0.4	自歩道活用				●
3-2	市道定禅寺通線	0.7	0.0					●
4	県道仙台村田線	0.6	0.0					●
5	県道大衡仙台線	0.8	0.8	自歩道活用				●
6	市道愛宕上杉通1号線	2.0	2.0	自歩道活用				●
7	市道愛宕上杉通2号線	0.7	0.0					●
8	市道駅前通線	0.5	0.5	自歩道活用				●
9	市道晩翠通線	1.6	1.6	自歩道活用				●
10	市道北四番丁岩切線	1.4	1.4	自歩道活用				●
11	市道定禅寺通宮町線	0.3	0.3	自歩道活用				●
12	市道広瀬通1号線	0.6	0.6	自歩道活用				●
13-1	市道青葉通線	1.0	1.0	自歩道活用				●
13-2	市道青葉通線	0.5	0.0					●
14-1	市道宮城野通線	0.6	0.6	自転車道	●			
14-2	市道宮城野通線	0.9	0.9	自歩道活用				●
15-1	市道元寺小路福室(その7)線	1.0	1.0	自歩道活用				●
15-2	市道元寺小路福室(その7)線	0.6	0.0					●
16	市道宮沢根白石(その7)線	0.4	0.0			●		
17	市道北目町通線	0.4	0.4	自歩道活用				●
18	市道西公園通線	0.7	0.7	自歩道活用				●
19	市道片平五橋通線	0.2	0.0				●	
20	国道286号	0.3	0.3	自歩道活用				●
21	県道仙台村田線	0.7	0.0					●
22	国道48号【市道広瀬通2号線重複】	0.5	0.0					●
23-1	市道宮町通線	0.6	0.6	自転車専用通行帯	●			
23-2	市道宮町通線	0.4	0.4	車道混在	●			
24	市道名掛丁1号線外2線	0.5	0.0			●		
25	市道愛宕上杉通2号線	0.8	0.0					●
26	県道仙台泉線	0.8	0.0					●
27-1	市道西公園通線	0.3	0.3	自歩道活用				●
27-2	市道西公園通線	0.4	0.0					●
28	市道南町通1号線外1線	1.0	0.0					●
29	市道連坊小路線	1.0	0.0				●	
30	市道駅前通線	0.2	0.0					●
31	国道48号	0.4	0.0					●
32-1	市道中央一丁目西宮城野線	0.1	0.1	自転車道	●			
32-2	市道中央一丁目西宮城野線	0.2	0.0					●
33	市道東八番丁2号線	0.1	0.1	自歩道活用				●
34	市道東八番丁小田原(その1)線	0.3	0.3	自歩道活用				●
35	市道東八番丁小田原(その2)線外1線	0.3	0.3	自歩道活用				●
36-1	市道宮沢根白石(その1)線	0.1	0.0			●		
37	市道宮沢根白石(その2)線	0.2	0.0			●		
38	市道新寺通線	0.5	0.0					●
39-1	県道北仙台停車場線	0.2	0.2	自歩道活用				●
39-2	県道仙台泉線	0.2	0.0					●
40	県道仙台泉線	0.5	0.0				●	
41	市道澱橋通線外1線	1.4	1.4	車道混在	●			
42	市道青葉山線	0.7	0.7	車道混在	●			
43	市道宮町小松島線外1線	0.4	0.4	車道混在	●			

表 4.9 令和3年度以降の自転車ネットワーク路線整備予定時期（都心エリア）(2/2) ※整備状況は令和2年度末時点

番号	路線名	計画延長 (km)	整備済み延長 (km)	整備形態	整備予定時期			
					整備済	短期	中期	長期
11-2	市道定禅寺通宮町線	0.4	0.4	車道混在	●			
36-2	市道宮沢根白石(その1)線	0.5	0.0			●		
39-3	県道仙台泉線	0.2	0.0					●
44	市道小松島小学校南線外1線	0.8	0.0			●		
45	市道北四番丁岩切線	1.1	0.0			●		
46	市道上杉山通木町通線	0.6	0.6	自歩道活用				●
47	市道北三番丁2号線	0.4	0.4	車道混在	●			
48	国道45号	2.1	2.1	車道混在	●			
49	市道宮沢根白石(その6)線	0.2	0.0			●		
50	市道東八番丁小田原(その4)線	0.2	0.0					●
51	市道外記丁線	0.2	0.2	車道混在	●			
52	県道荒井荒町線	0.8	0.8	自転車専用通行帯	●			
53	市道片平丁線外1線	1.7	0.0			●		
54-1	市道東三番丁線	0.4	0.0			●		
54-2	市道東三番丁線	0.5	0.0				●	
54-3	市道東三番丁線	0.7	0.0				●	
55	市道光禅寺通線	0.6	0.6	車道混在	●			
56-1	市道北一番丁2号線	0.4	0.0			●		
56-2	市道北一番丁2号線	0.8	0.8	車道混在	●			
57-1	市道北二番丁線	1.1	0.0			●		
57-2	市道北二番丁線	0.8	0.8	車道混在	●			
58	市道北一番丁1号線	0.6	0.0				●	
59	市道土橋通半子町線	0.1	0.1	車道混在	●			
60	市道通町中山線外1線	0.5	0.0					●
61	市道北六番丁線	2.0	0.0					●
62	市道勾当台通外記丁線外1線	0.4	0.0				●	
63	市道定禅寺通県庁前線	0.1	0.0				●	
64-1	市道青葉山線	0.4	0.4	車道混在	●			
64-2	市道青葉山線	0.3	0.0				●	
65-1	市道堤通線	0.9	0.0			●		
65-2	市道堤通線	0.3	0.3	車道混在	●			
66	市道青葉神社通線	0.8	0.0				●	
67	市道国分町通線	0.7	0.0				●	
68	市道国分町通線	0.5	0.0				●	
69	市道木町通本材木町線	1.0	0.0				●	
70	市道大町片平線	0.3	0.0				●	
71	市道外記丁通線	0.4	0.4	車道混在	●			
路線計		55.4	27.0	※路線毎の延長は計画上の数値				



【泉中央エリア】



図 4.35 令和3年度以降の自転車ネットワーク路線整備予定時期（泉中央エリア） ※整備状況は令和2年度末時点

表 4.10 令和3年度以降の自転車ネットワーク路線整備予定時期（泉中央エリア） ※整備状況は令和2年度末時点

番号	路線名	計画延長 (km)	整備済み延長 (km)	整備形態	整備予定時期			
					整備済	短期	中期	長期
1	市道泉中央将監線	0.2	0.2	車道混在	●			
2	市道七北田実沢線	1.5	1.5	車道混在	●			
3	市道七北田実沢線	0.7	0.0				●	
4	市道泉中央54号線	0.2	0.0					●
5	県道泉塩釜線	0.5	0.0					●
6	県道仙台泉線	1.4	0.0					●
7	市道泉中央25号線	0.1	0.0			●		
8	市道泉中央26号線	0.2	0.0			●		
9	県道泉塩釜線	0.4	0.4	自歩道活用				●
10	県道泉塩釜線	1.1	0.0				●	
11	市道駕籠沢日野線	0.3	0.0				●	
12	市道泉中央幹線2号線	1.0	0.0					●
13	市道将監幹線7号線	0.8	0.0					●
路線計		8.4	2.1					

※路線毎の延長は計画上の数値

【長町エリア】

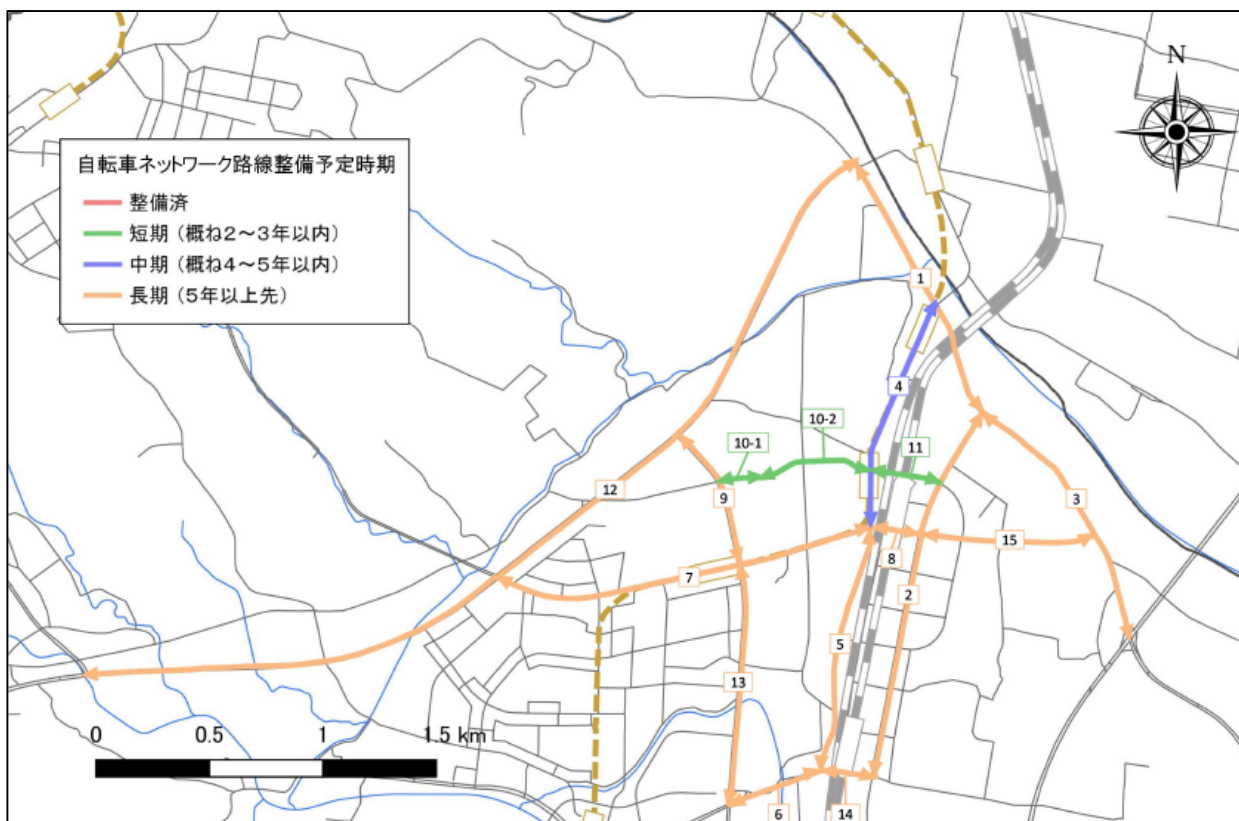


図 4.36 令和3年度以降の自転車ネットワーク路線整備予定時期（長町エリア） ※整備状況は令和2年度末時点

表 4.11 令和3年度以降の自転車ネットワーク路線整備予定時期（長町エリア） ※整備状況は令和2年度末時点

番号	路線名	計画延長 (km)	整備済み延長 (km)	整備形態	整備予定時期			
					整備済	短期	中期	長期
1	県道仙台名取線	1.2	0.0					●
2	県道仙台名取線	1.7	1.7	自歩道活用				●
3	市道元寺小路郡山線	1.2	0.0					●
4	市道河原町長町南線	1.0	0.0			●		
5	市道河原町長町南線	1.1	1.1	自歩道活用				●
6	市道郡山折立(その5)線	0.4	0.0					●
7	市道長町八木山(その2)線	1.6	1.6	自歩道活用				●
8	市道長町八木山(その7)線	0.2	0.2	自歩道活用				●
9	県道仙台館腰線	0.6	0.6	自歩道活用				●
10-1	市道長町3号線	0.2	0.2	車道混在	●			
10-2	市道長町3号線	0.5	0.0			●		
11	市道あすと長町環状(その1)線	0.3	0.0			●		
12	国道286号	4.3	4.3	自歩道活用				●
13	県道仙台館腰線	1.0	1.0	自歩道活用				●
14	市道郡山折立(その5)線	0.6	0.6	自歩道活用				●
15	市道長町八木山(その8)線	0.7	0.7	自歩道活用				●
路線計		16.6	12.0					

※路線毎の延長は計画上の数値



6) 自転車ネットワーク路線整備計画の総括

【都心エリア】、【泉中央エリア】、【長町エリア】の各拠点を合計した計画延長、令和2年度末時点整備済み延長、整備率は、次のとおりとなります。

本計画においては、ガイドラインで示されている自転車通行空間（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の整備形態）の整備を推進し、安全な自転車通行空間の実現を図ります。

表 4.12 自転車ネットワーク路線総括（都心、泉中央、長町）※整備状況は令和2年度末時点

	計画延長 (km)	整備済み延長 (km)		整備率 (実績)
現計画路線	31.6	19.1		60%
		うち自転車通行空間整備	4.2	13%
		うち自歩道整備	14.9	47%
追加路線	48.8	22.0		45%
		うち自転車通行空間整備	9.2	19%
		うち自歩道整備	12.8	26%
TOTAL	80.4	41.1		51%
		うち自転車通行空間整備	13.4	17%
		うち自歩道整備	27.7	34%

(5)安全・安心に通行できる自転車通行空間の整備

施策11 あんしん通行路線の整備

(施策の考え方)

旧プランにおいて、自転車ネットワーク路線以外の郊外部等で、優先的に整備する路線として位置付けているあんしん通行路線を、ガイドラインに基づいて、自転車通行空間の整備に取り組みます。

(具体的な取り組み)

- ・自転車ネットワーク路線以外で優先的に整備する路線について、地域特性等も踏まえて整備

1) あんしん通行路線の選定要件

都心部以外で、優先的に整備する路線を「あんしん通行路線」として位置付け、歩行者や自動車との通行空間の分離を図ります。設定区間は旧プランを基本としつつ、次の選定要件に該当する区間等を選定します。

<あんしん通行路線の選定要件>

- ①地域内の幹線道路
- ②自転車に関する交通事故が発生している（又は発生の恐れがある）路線
- ③集客施設（駅、地域の核となる商業施設など）周辺路線
- ④学校周辺の自転車通学利用者が多い路線

2) 選定路線

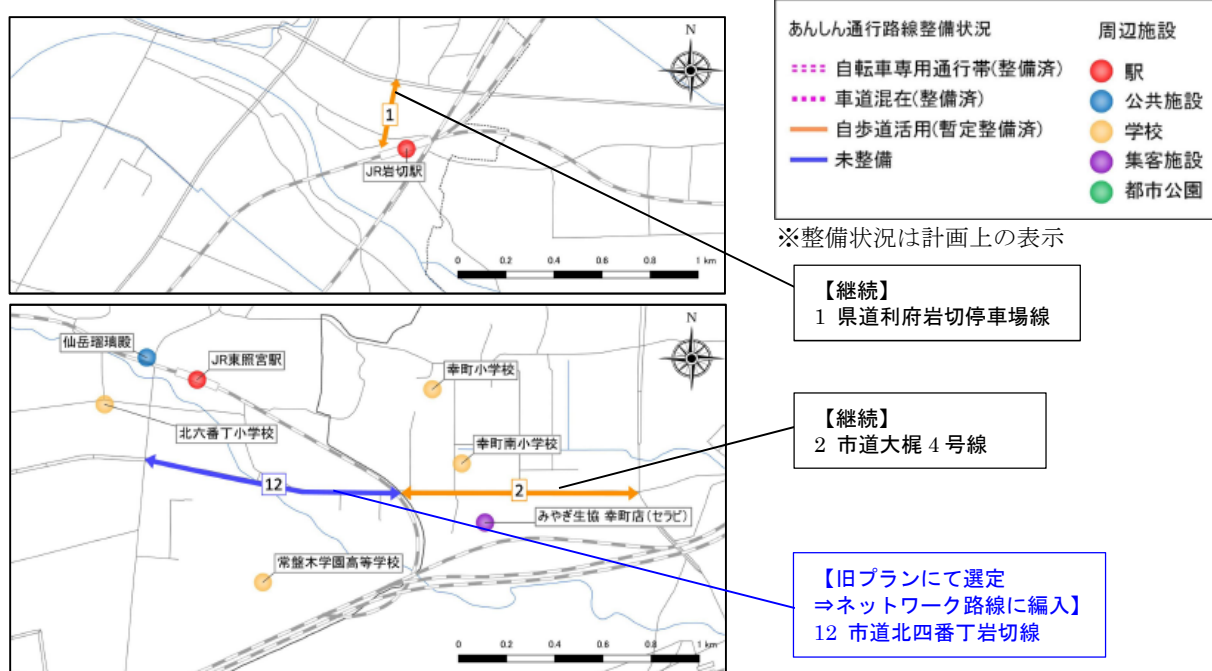
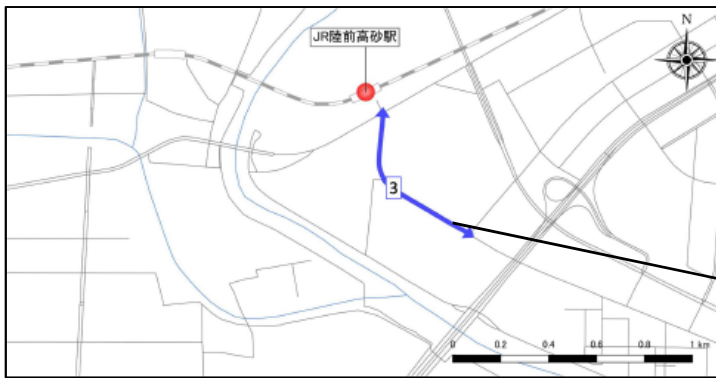


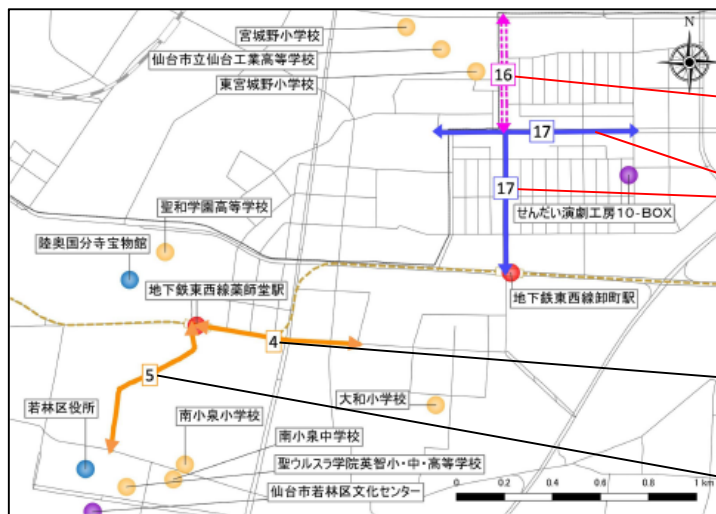
図 4.37 あんしん通行路線 (1/3)



あんしん通行路線整備状況		周辺施設	
.....	自転車専用通行帯(整備済)	●	駅
.....	車道混在(整備済)	●	公共施設
.....	自歩道活用(暫定整備済)	●	学校
.....	未整備	●	集客施設
		●	都市公園

※整備状況は計画上の表示

【継続】
3 市道高砂駅蒲生(その1)線外1線



【新規】(整備済)
16 市道卸町大和町(その1)線

【新規】
17 市道卸町大和町(その2)線外1線

【継続】
4 市道狐小路尼寺(その1)線

【継続】
5 市道大和町1号線外3線

【旧プランにて選定
⇒ネットワーク路線に編入】
6 市道河原町長町南線



【旧プランにて選定
⇒ネットワーク路線に編入】
13 国道286号

【継続】
7 市道郡山折立(その2)線

【継続】
8 市道富沢山田線

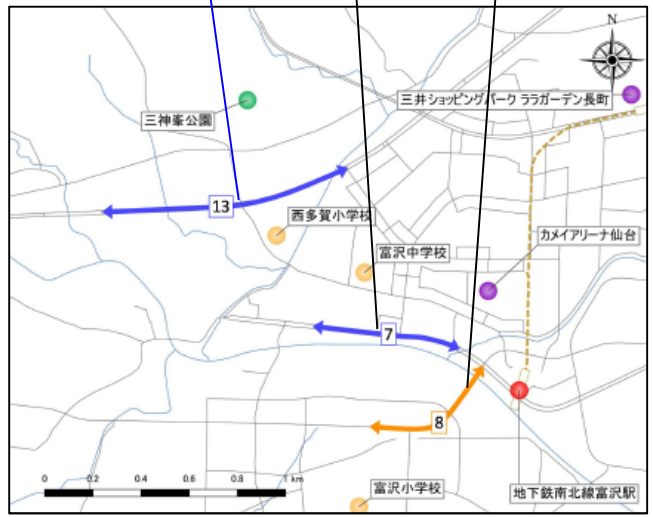


図 4.38 あんしん通行路線 (2/3)

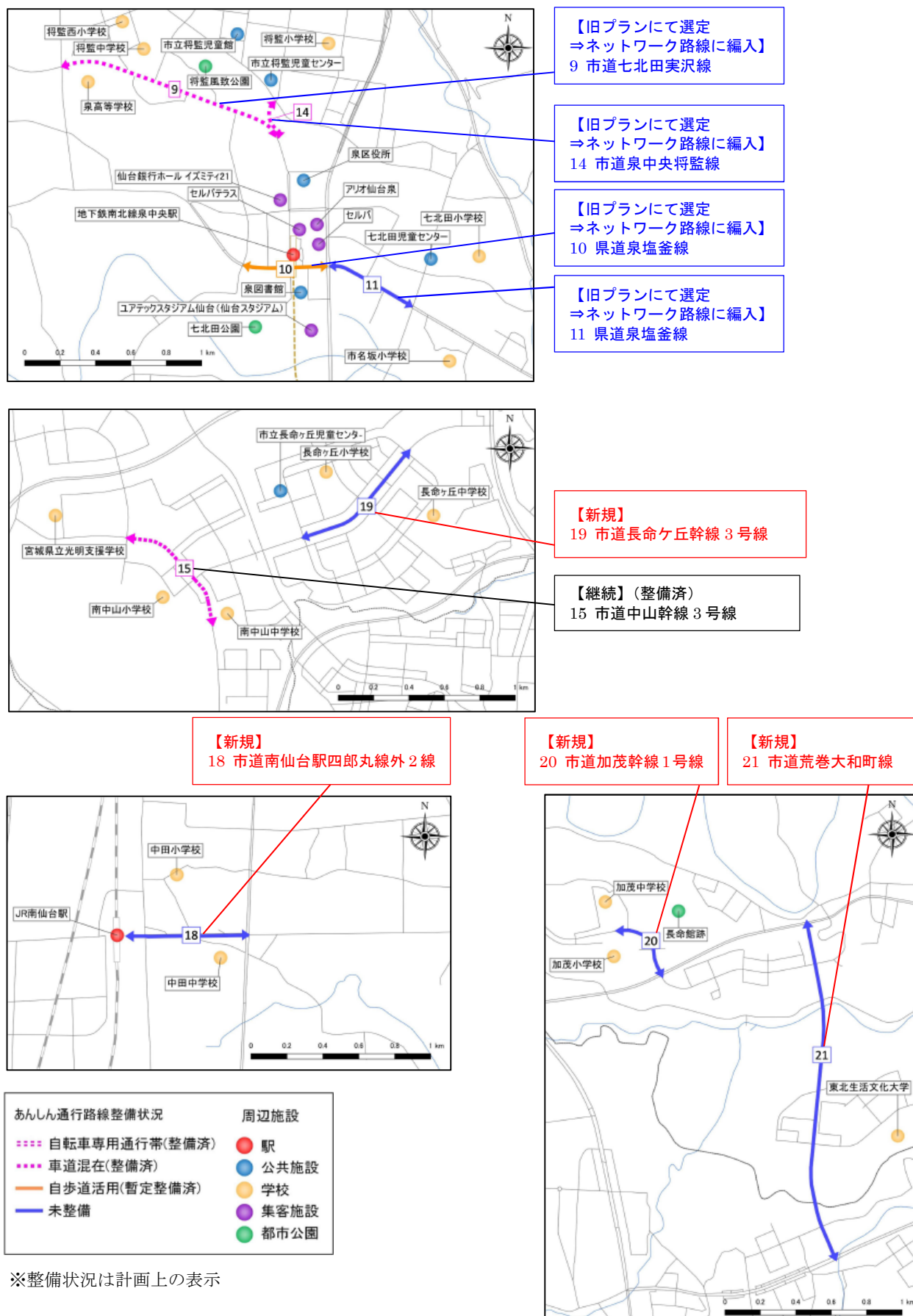


図 4.39 あんしん通行路線 (3/3)



3) あんしん通行路線の整備予定時期

あんしん通行路線の現時点における整備状況及び令和3年度以降の概ねの整備予定時期を、「施策10 自転車ネットワーク路線の選定・整備」と同様の考え方で示します。

表 4.13 令和3年度以降のあんしん通行路線整備予定時期 ※整備状況は令和2年度末時点

番号	路線名	計画延長 (km)	整備済み延長 (km)	整備形態	整備予定時期			
					整備済	短期	中期	長期
1	県道利府岩切停車場線	0.2	0.2	自歩道活用				●
2	市道大槻4号線	1.0	1.0	自歩道活用				●
3	市道高砂駅蒲生(その1)線外1線	0.7	0.0					●
4	市道狐小路尼寺(その1)線	0.7	0.7	自歩道活用				●
5	市道大和町1号線外3線	0.7	0.7	自歩道活用				●
6	市道河原町長町南線	ネットワーク路線に編入						
7	市道郡山折立(その2)線	0.7	0.0					●
8	市道富沢山田線	0.6	0.6	自歩道活用				●
9	市道七北田実沢線	ネットワーク路線に編入						
10	県道泉塩釜線	ネットワーク路線に編入						
11	県道泉塩釜線	ネットワーク路線に編入						
12	市道北四番丁岩切線	ネットワーク路線に編入						
13	国道286号	ネットワーク路線に編入						
14	市道泉中央将監線	ネットワーク路線に編入						
15	市道中山幹線3号線	0.8	0.8	車道混在	●			
16	市道卸町大和町(その1)線	0.4	0.4	自転車専用通行帯	●			
17	市道卸町大和町(その2)線外1線	1.3	0.0			●		
18	市道南仙台駅四郎丸線外2線	0.7	0.0			●		
19	市道長命ヶ丘幹線3号線	0.8	0.0				●	
20	市道加茂幹線1号線	0.5	0.0			●		
21	市道荒巻大和町線	1.9	0.0			●		
路線計		11.0	4.4					

※路線毎の延長は計画上の数値

4) あんしん通行路線整備計画の総括

計画延長、令和2年度末時点整備済み延長、整備率は、次のとおりとなります。あんしん通行路線についても、自転車通行空間の整備を推進していくことにより、安全な自転車利用の向上を図ります。

表 4.14 あんしん通行路線総括 ※整備状況は令和2年度末時点

	計画延長 (km)	整備済み延長 (km)	整備率 (実績)
現計画路線	11.2	7.2	64%
		うち自転車通行空間整備 2.5	22%
		うち自歩道整備 4.7	42%
追加路線	5.6	0.4	7%
		うち自転車通行空間整備 0.4	7%
		うち自歩道整備 0.0	0%
移行路線 <small>(旧あんしん→自転車ネットワーク路線)</small>	5.8	3.2	
		うち自転車通行空間整備 1.7	
		うち自歩道整備 1.5	
TOTAL	11.0	4.4	40%
		うち自転車通行空間整備 1.2	11%
		うち自歩道整備 3.2	29%

表 4.15 自転車ネットワーク路線及びあんしん通行路線整備の年次計画

施策の内容	該当 エリア	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
施策10 自転車ネットワーク 路線の選定・整備	都心 エリア	No.16 市道宮沢根白石(その7)線				
		No.24 市道名掛丁 1号線外2線				
		No.36-1 市道宮沢根白石(その1)線				
		No.37 市道宮沢根白石(その2)線				
		No.36-2 市道宮沢根白石(その1)線				
		No.44 市道小松島小学校南線外1線				
		No.45 市道北四番丁岩切線				
		No.49 市道宮沢根白石(その6)線				
		No.53 市道片平丁線外1線				
		No.54-1 市道東三番丁線				
	No.56-1 市道北一番丁2号線					
	No.57-1 市道北二番丁線					
	No.65-1 市道堤通線					
	ほか 整備路線					
	泉中央 エリア	No.7 市道泉中央25号線				
No.8 市道泉中央26号線						
ほか 整備路線						
長町 エリア	No.10-2 市道長町3号線					
	No.11 市道あすと長町環状(その1)線					
No.4 市道河原町長町南線						

施策の内容	区	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
施策11 あんしん通行路線の 整備	青葉 泉	No.21 市道荒巻大和町線				
	若林	No.17 市道卸町大和町 (その2)線外1線				
	太白	No.18 市道南仙台駅 四郎丸線外2線				
	泉	No.19 市道長命ヶ丘幹線3号線				
		No.20 市道加茂幹線1号線				



施策12 生活道路における安全対策の実施

(施策の考え方)

生活道路や小学校周辺などにおいては、歩行者等の安全確保を図るため、最高速度 30km/h の速度規制の実施とその他の安全対策を必要に応じて実施する「ゾーン 30」のような取り組みが、道路管理者と交通管理者との連携により行われています。

このような箇所では、自転車の走行位置を明示することで交通錯綜の低減につながり、より安全な生活道路環境が実現できることから、区域（ゾーン）設定等と合わせて必要な整備を進めます。

(具体的な取り組み)

- ・「ゾーン 30」の整備等による生活道路の交通安全対策を実施



図 4.40 ゾーン 30 のピクトグラム設置事例（青葉区大町二丁目）

施策13 自転車通行空間の適正な維持管理

(施策の考え方)

整備を行った自転車通行空間においては、定期的な点検の実施や安全性・快適性の改善検討を行うことも必要であることから、自転車通行空間整備に係る情報を適切に管理するための台帳整理や、計画的な維持補修に取り組みます。

(具体的な取り組み)

- ①整備を行った自転車通行空間について、パトロールや点検等を実施し、適切な路面表示や安全性・快適性の改善を検討
- ②自転車通行空間の施設管理台帳の作成・管理による計画的な維持補修の実施



図 4.41 自転車通行環境整備台帳
出典：川崎市自転車活用推進計画

施策14 路上駐車対策等による自転車通行空間の確保

(施策の考え方)

都心部では、主要幹線道路を中心に、路上駐車や路上荷捌き、タクシーの客待ち駐車が発生しています。

自転車通行空間を十分に機能させるため、関係機関と連携した路上駐車や荷捌き、タクシーの客待ち駐車等の対策を推進し、都心部における安全・安心な自転車通行空間の確保を図ります。



路上駐車調査状況（乗用）
調査日：平成29年10月12日（木）
調査時間：7:00～19:00（12時間計）

図 4.42 路上駐車発生状況
出典：仙台市道路交通等現況調査（平成29年度）

(具体的な取り組み)

- ①交通安全指導員による助言・啓発活動の継続的な実施
- ②駐車監視員による違法車両の確認等、警察と連携した違法駐車対策の実施
- ③路上荷捌き対策等の推進



図 4.43 違法駐車等防止重点地域図



図 4.44 都心部の路上荷さばき駐車施設位置図

(6) 利便性の高い駐輪環境の整備・更新

施策15 公共駐輪場の整備及び改修・改善

(施策の考え方)

自転車の駐輪需要に応じた公共駐輪場の整備が進む一方で、整備から年数が経過した駐輪場では設備の老朽化が進んでいる状況がみられます。

良好な駐輪環境を構築するため、駐輪施設の整備や計画的な改修・更新を進めるほか、分かりやすい案内看板の設置、利用状況に応じた特殊車両用駐輪スペースや高齢者・障害者用駐輪スペースを確保するなど、誰もが利用しやすい駐輪場整備を進めます。

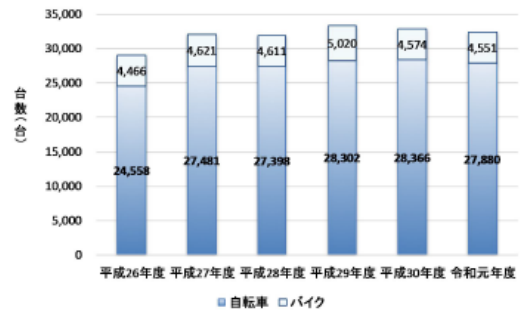


図 4.45 市営駐輪場の収容台数の推移

資料：仙台市建設局



図 4.46 路上駐輪場（青葉通）



図 4.47 路上駐輪場（仙台駅西口）

(具体的な取り組み)

- ① 鉄道駅に駐輪場を整備し、駅に結節する駐輪環境を整備
- ② 老朽化が進んだ施設を計画的に改修・更新し、良好な駐輪環境を維持
- ③ 駐輪場の施設改善検討、利便性の向上



図 4.48 青葉通地下駐輪場

施策16 放置自転車の効率的な撤去及び防止対策の実施

(施策の考え方)

都心部では、放置自転車台数が減少しており、撤去台数も減少していますが、依然として局所的に放置自転車が発生するエリアもみられます。

放置自転車をなくすため、需要に合わせた駐輪場等の整備を行うことに加え、放置自転車の効率的な撤去や放置防止・駐輪場利用の啓発等に取り組みます。

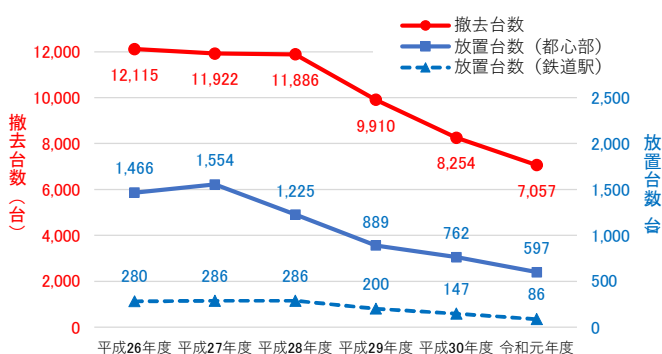


図 4.49 放置自転車・撤去自転車の推移

資料：仙台市建設局

(具体的な取り組み)

- ・ 放置自転車の撤去を継続的に実施するとともに、街頭での放置防止の監視・呼びかけを行い、効果的な放置自転車対策を実施

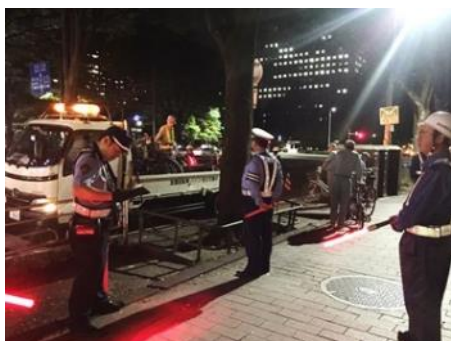


図 4.50 警察立会による放置自転車の夜間撤去



図 4.51 広瀬通駐輪場での啓発活動

施策17 新たな駐輪場の活用検討

(施策の考え方)

本市では、商業地において多くの人が集まる一定規模以上の建物に駐輪場を設置することを条例で義務付けており、市内中心部に100ヶ所以上の附置義務駐輪場が設置されています。

附置義務駐輪場の現況把握により、適切な駐輪場の附置義務のあり方を検討するとともに、民有地を活用するなど利便性の高い駐輪場の確保策を検討します。

(具体的な取り組み)

- ① 附置義務駐輪場の利用状況等の調査と各種交通データ等の分析を行い、条例内容を含めた附置義務駐輪場のあり方について検討
- ② 民有地を活用するなど、利便性の高い駐輪場の確保策を検討

